

## 磐田市コンプライアンス委員会委員募集・選考要領

### 第1 趣 旨

この要領は、市職員の服務規律の確保、倫理意識の向上及び不祥事を発生させない組織づくりを推進するため、市が行う再発防止対策の進捗状況の確認、意見及び助言並びに市のコンプライアンスに対する検証及び提案等をいただくために設置する磐田市コンプライアンス委員会の市民委員を公募するにあたり、選考の方法、基準その他必要な事項について定めるものとする。

### 第2 募 集

- (1) 募集告知は、市広報（令和8年4月号）及びホームページにより行う。
- (2) 募集期間は、令和8年5月15日（金）までとする。
- (3) 募集する人数は、1名とし、任期は2年間とする。
- (4) 応募資格は、市内に在住する満25歳以上（令和8年4月1日現在）の市民
- (5) 応募しようとする者は、応募用紙及びテーマを「私の考える市のコンプライアンス」とした小論文（400字程度）を提出するものとする。

### 第3 選考方法

市民委員の選考については、選考委員が書類選考により審査する。

### 第4 選考基準

- (1) 論文作成力等について項目別に審査し、各項目の得点集計により総合的に評価する。

ア 点数 A（特によい）＝5点 B（よい）＝3点 C（ふつう）＝1点

#### イ 小論文評価項目

文章 伝達性（誤字・脱字がなく、わかりやすいか。）

構成力（論文として論理的な展開となっているか。）

表現力（独創的で、魅力ある表現かどうか。）

内容 先見性（先進的な見識を備えているか。）

普遍性（行政全般に対する総合的視点を備えているか。）

現実性（ある程度現実的な主張であるか。）

公平性・中立性（社会的に中立的な立場であるか。）

#### ウ 応募書類評価項目

経歴 行政の取組みに寄与する識見・経験があるか。

応募理由 委員に応募する意欲が見られ、相当の理由によるか。

- (2) 審査内容は、公表しない。

### 第5 選考委員

選考委員は、総務部長、総務課長及び総務課文書法制グループ長をもって充てる。